公益財団法人日本陸上競技連盟
後援競技会規程

第１章　概要

（定義）
第１条　この規程は、公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）が後援する競技会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（認定期間）
第２条　後援競技会の認定期間は、１年間とする。

（申請者）
第３条　後援競技会の申請者は、主催者となる加盟団体、地域陸上競技協会もしくは協力団体とする。

（競技場及びコース）
第４条　競技場で行われる競技会は、公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程に定める第２種以上の公認陸上競技場とする。ただし、実施種目等を考慮し、後援競技会認定委員会の承認を得た場合には、第３種以下であっても認定できるものとする。
２　室内競技会は、室内陸上競技場公認に関する細則に準じる施設とする。
３　競歩競技会及び道路競走競技会は、本連盟公認コースとする。
４　クロスカントリー競走競技会は、クロスカントリー競走コース設定基準に準じるコースとする。
５　駅伝競走競技会は、駅伝競走規準に準じるコースとする。
６　公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程に定める、競技場以外で行われる競技会は、屋外種目別陸上競技施設公認に関する細則に準じる施設とする。

（競技会の日程）
第５条　後援競技会の日程は、本連盟主催競技会の日程を鑑み、本連盟と後援競技会主催者で調整を図るものとする。

（競技会の実施種目）
第６条　後援競技会の実施種目は、本連盟主催競技会の実施種目を鑑み、本連盟と後援競技会主催者で調整を図るものとする。

（申請の受付）

第７条　後援競技会の申請期限は、下記の通りとする。

①　４月１日から６月３０日までに開催の競技会は、前年の８月１５日まで。

②　７月１日から９月３０日までに開催の競技会は、前年の１１月１５日まで。

③　１０月１日から１２月３１日までに開催の競技会は、同年の２月１５日まで。

④　１月１日から３月３１日までに開催の競技会は、前年の５月１５日まで。

（競技規則の遵守）

第８条　後援競技会の主催者は、本連盟競技規則を遵守する。

第２章　申請要件

（競技会運営組織）

第９条　後援競技会は、主催に、加盟団体、地域陸上競技協会もしくは協力団体が入っていること。

２　後援競技会は、主催、共催もしくは後援に、開催地都道府県、開催地区市町村及び地域陸上競技協会のいずれかが入っていること。

３　後援競技会は、主催、共催、後援もしくは協力に、新聞社あるいはテレビ局が入っていること。

４　後援競技会は、主管に、加盟団体が入っていること。但し、主催に加盟団体が入っている場合はその限りではない。

（参加競技者）

第１０条　後援競技会の参加競技者は、３地域でかつ８都道府県以上からであること。

（競技日程の提出）

第１１条　後援競技会の主催者は、競技会開催日の３日前までに、競技日程を本連盟が指定する方法で本連盟に提出する。

（競技結果の報告）

第１２条　後援競技会の主催者は、競技結果を競技会終了後１２時間以内にデジタルデータにて本連盟及び報道各社へ送信する。

（競技結果の内容）

第１３条　後援競技会の主催者が発表する競技結果には、次の内容が含まれていること。

①　種目

② 競技者の順位
③ 競技者の姓名
④ 競技者の国コード
⑤ 競技者の記録
⑥ １００m、２００m、１１０mH、１００mH、走幅跳及び三段跳は、全試技の風速
⑦ フィールド種目は、全試技の結果
⑧ 競歩競技及び道路競走は５ｋm毎のラップタイムとスプリットタイム
⑨ 駅伝競走は、チーム毎の各区間の氏名と記録
⑩ 当日の気象条件

（医務及び救護）

第１４条　後援競技会の主催者は、競技役員として医師（医務員）１名以上を任命し、大会の全日程を通じて常駐できるようにする。但し、大規模競技会、競歩競技会及び道路競走競技会では、複数名を任命する。

２　後援競技会の主催者は、緊急医療体制（ＡＥＤの配置、緊急時対応計画の作成を含む）を整備する。緊急医療体制は、本連盟医事委員会作成の「安全な陸上競技会開催のために準備すべきこと」を参考に構築する。

３　競技場で行われる競技会では、競技エリアに隣接した場所に救護ステーションを設置する。少なくともフィニッシュ付近と第３コーナーあるいは棒高跳のピット付近（２か所以上、各２名以上）に救護担当の競技役員として本連盟公認トレーナーを待機させる。競歩競技会及び道路競走競技会では、コース状況に応じた人員や医務車両を準備する。

（安全管理及び競技環境整備）

第１５条　後援競技会の主催者は、本連盟作成の「陸上競技安全対策ガイドブック」を参考に「安全管理対策」を講じる。

２　後援競技会の主催者は、本連盟が定める「主催競技会における暑熱対策について」の方針に基づき、競技会の開催を判断する。

３　後援競技会の主催者は、本連盟が行う迷惑撮影対策活動を参考に、「迷惑撮影対策」を講じる。

（ドーピング検査）

第１６条　後援競技会の主催者は、ドーピング検査を実施する場合は、日本アンチ・ドーピング規程を適用し厳格に遵守し、日本アンチ・ドーピング機構及び本連盟医事委員会に相談の上、ドーピング検査室を設置する。

２　後援競技会の主催者は、ドーピング検査の対象になった競技者の移動手段を確保する。

3　ドーピング検査の検体数及び検査内容については、日本アンチ・ドーピング機構及び本連盟医事委員会との協議により指定する。

4　後援競技会の主催者は、世界記録もしくはエリア記録が樹立された場合、ドーピング検査を行う。

5　後援競技会の主催者は、オリンピック種目で日本記録が樹立された場合、ドーピング検査を行う。

6　後援競技会の主催者は、海外から参加した競技者から特段の理由により希望があった場合、競技者の費用負担でドーピング検査を行う。

（広報活動への協力）

第１７条　後援競技会の主催者は、本連盟が指定する広報活動に協力する。

（報道対応）

第１８条　後援競技会の主催者は、競技運営に支障のない限りにおいて報道関係者が取材や撮影を行いやすいよう報道対応を行う。

2　後援競技会の主催者は、当該競技会のウェブサイトを開設し、競技会要項、競技日程、競技会参加者リスト等の情報を掲載する。

3　後援競技会の主催者は、競技会の２週間前までに報道窓口を設置する。

4　競技会の規模にあわせて、次のものを設置する。

① プレス・ワーキングルーム

② インタビューエリア

③ 撮影エリア

④ スタートリスト及び競技結果掲示板

（本連盟派遣役員）

第１９条　本連盟が指定する後援競技会の主催者は、競技会の区分に応じて、本連盟が指定する競技役員［JTOs（Japan Technical Officials）、JRWJs（Japan Race Walking Judges）、国際道路コース計測員、NFR（National Federation Representative）等］を委嘱しなければならない。

2　本連盟が指定する者、JTOs、JRWJs、国際道路コース計測員、NFR は、主催者の補助となり、規則に準じた競技会運営の実現と向上に協力をする。

3　後援競技会の主催者は、本連盟が指定する者、JTOs、JRWJs、国際道路コース計測員、NFR 等の活動を保証する。

4　後援競技会の主催者は、本連盟が派遣する者、JTOs、JRWJs、国際道路コース計測員、NFR の経費（本連盟規程の交通費、日当、謝金及び宿泊費）を負担する。

（保険）

第２０条　後援競技会の主催者は、競技者、競技役員及び観客からの賠償請求に対応しうる保険に加入する。

２　後援競技会の主催者は、競技会中止を補償する保険に加入することが望ましい。

３　後援競技会の主催者は、出場競技者に旅行傷害保険の加入を促す。

第３章　報告と評価

（評価）

第２１条　本連盟は、後援競技会の次の事項を評価する。

① 各種規程の遵守
② 競技運営上の状況
③ 競技者へのサービス等
④ 報道へのサービス等
⑤ その他

（報告書の提出）

第２２条　各競技会の主催者は、報告書に必要事項を詳細に記載し、競技会終了後１ヶ月以内に本連盟に提出する。これらの報告書は、競技会の評価の参考とする。

（事故報告の義務）

第２３条　後援競技会において、事故等の万が一の事態が発生した場合には、本連盟に報告する。

第４章　後援競技会の認定方法

（認定方法）

第２４条　後援競技会の認定は、本連盟後援競技会認定委員会において決定する。

第５章　後援競技会の権利

（ロゴの付与）

第２５条　後援競技会の主催者は、本連盟後援競技会ロゴをポスター、プログラム、チラシ等に付与する権利を有する。

（トロフィーの製作）

第２６条　後援競技会の主催者は、本連盟会長杯を製作する権利を有する。
２　　本連盟会長杯の製作費は、後援競技会の主催者が負担する。

（競技会役員及び競技役員）
第２７条　後援競技会の主催者は、本連盟が指定する者を競技会役員に委嘱することができる。

第６章　後援名義使用料

（後援名義使用料）
第２８条　後援競技会の主催者は、本連盟に後援名義使用料を納入する。
２　　競技場で行われる競技会及びクロスカントリー競技会並びに競歩競技会は、１０万円（税別）を納入する。
３　　ロードレース競技会は、５０万円（税別）を納入する。但し、事業規模が３，０００万円を超えるロードレース競技会の後援名義使用料は、１００万円（税別）とする。
４　　後援競技会の主催者が協力団体の場合は、後援名義使用料は免除される。

（後援名義使用料の納入）
第２９条　後援競技会の主催者は、前条の後援名義使用料の３０％を本連盟の指定口座へ、７０％を後援競技会の主管もしくは主催の加盟団体の指定口座に納入する。
２　　後援名義使用料は、各競技会終了後１ヶ月以内に納入する。

附則１　この規程は、２０１４年度の申請から施行する。 ただし、２０１４年度は、移行期間とする。
附則２　２０１７年５月２２日　第４条、第１６条及び第１９条の一部改定
附則３　２０１８年９月２７日　第１９条の一部改定
附則４　２０２５年１２月１７日　第４条一部改正、第９条削除、第１０条及び第１５条一部改正及び第１０条乃至第１５条条数繰上、第１５条新設、第１６条及び第１９条一部改正、第２３条新設、第２３条乃至第２５条条数繰下、第２７条新設、第２６条及び第２７条一部改正及び第２６条乃至第２７条条数繰下
附則５　２０２６年４月３０日　第４条第１項の一部改正